

# 島原市教育委員会

## 議 案 集

- 第50号議案 平成26年度（平成25年度事業分）教育委員会の権限に属する事務の  
管理及び執行の状況にかかる点検及び評価について
- 第51号議案 平成26年度全国学力・学習状況調査の結果公表の取扱いについて
- 第52号議案 平成26年度島原市立中学校部活動外部指導者の追加委嘱について
- 第53号議案 島原市立公民館運営審議会委員の委嘱について
- 第54号議案 島原市少年センター運営協議会委員の委嘱について

平成26年7月4日 定例会

## 第50号議案

平成26年度（平成25年度事業分）教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価について

平成26年度（平成25年度事業分）教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価については、別紙報告書のとおりとする。

平成26年7月4日提出

島原市教育委員会  
教育長 宮原 照彦

### 提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、平成25年度中の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について自己点検及び評価を行い、その結果を報告書にまとめ市議会に提出し、公表するものである。

## 《参 考》

### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## 第51号議案

### 平成26年度全国学力・学習状況調査の結果公表の取扱いについて

平成26年度全国学力・学習状況調査の結果公表の取扱いについて、長崎県教育委員会最終案への同意を求める。

平成26年7月4日提出

島原市教育委員会  
教育長 宮原 照彦

#### 提案理由

平成26年度全国学力・学習状況調査の結果公表について、長崎県教育委員会としては、県全体及び市町別の結果の公表することは、説明責任を果たすこととあり、島原市教育委員会の同意を求め、公表したいと考えている。

平均正答率等の数値の公表は、市町間の比較や順位付け等につながることを懸念し、これを行わないなど配慮されていることから、長崎県教育委員会最終案への同意を得ようとするものである。

## 26. 6. 3 人事事務説明会終了後の最終案

### 全国学力・学習状況調査の結果公表の取扱いについて

#### 1 基本的な考え方

- ① 県教委には、県全体の結果を説明する責任がある。よって、県全体のデータや課題、改善策等については、これまでと同様に公表する。
- ② 併せて県教委としては、各市町別の結果は、県教委が各市町教委に対して行った指導支援の結果の一側面であると考える。  
したがって、市町別の結果を公表することも、県教委としての指導行政の結果について説明責任を果たすことであると考えることから、各市町教委の同意を得てこれを公表したい。
- ③ これらの公表により、学校関係者はもとより、保護者や地域住民等の学校教育に対する関心や問題意識が高まり、各学校や市町教委の学力向上の取組への一層の連携協力が期待できる。
- ④ 市町立学校ごとの結果公表については、公表方法にかかわらず、学校間を比較したり序列化したりする見方を招く恐れがあるので、これは行わない。  
ただし、「2-②」の「一町一中学校の町」の場合を除く。

#### 2 市町別の結果公表の考え方

- ① 平均正答率等の数値の公表は、市町間の比較や順位付け等につながるものが懸念され、自らの数値を公表しない市町もあることから、これは行わない。
- ~~② 一町一中学校の町があることから、町については郡単位でまとめる。~~
- ~~③ 学力調査については、郡市ごとに、小・中学校別、教科別（A・B問題別）~~
  - ② 市町  
の区分で、平均正答率が県平均を上回る場合「+」を示す。  
なお、一町一中学校の町については、当該町教育委員会の同意を得た上で公表を行う。
- ~~④ 当該市町の改善状況や学習状況調査の優れている項目など、顕著なものを簡~~
  - ③ 潔な文章で説明する。

#### 3 その他

- ① 長崎県学力調査の結果公表については、実施要領のとおりとする。
- ② 県教委としては、県全体の結果はもとより、各市町の結果を踏まえて、今後の指導支援を行う。

全国学力・学習状況調査 各地区の状況

校種	小学校				中学校				特長や改善された点
	国語		算数		国語		数学		
	A	B	A	B	A	B	A	B	
長崎市									
佐世保市									
島原市									
諫早市									
大村市									
平戸市									
松浦市									
対馬市									
壱岐市									
五島市									
西海市									
雲仙市									
南島原市									
長与町									
時津町									
東彼杵町									
川棚町									
波佐見町									
小値賀町									
佐々町									
新上五島町									

※県平均を上回っているところに+表示

第 5 2 号議案

平成 2 6 年度島原市立中学校部活動外部指導者の追加委嘱について

島原市立中学校部活動外部指導者に下記の者を追加委嘱する。

記

(第二中学校)

部 名	氏 名	性別	年齢	住 所	備考
水 泳	廣瀬 健治	男			追加

平成 2 6 年 7 月 4 日 提出

島原市教育委員会  
教育長 宮 原 照 彦

提案理由

島原市立中学校部活動外部指導者に関する規則第 5 条及び第 7 条により、指導者に委嘱しようとするものである。

(参考)

島原市立中学校部活動外部指導者に関する規則（抜粋）

(身分)

第4条 外部指導者は、非常勤とする。

(委嘱)

第5条 外部指導者は、次の基準を満たすもののうちから学校長の推薦に基づき、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育に対する理解を持ち、必要な協力を得られること。
- (2) 職務遂行に必要な熱意を持っていること。
- (3) 体育、芸術、文化等に対する深い関心と理解を持っていること。

(任期)

第7条 外部指導者の任期は、1年とする。ただし、補欠の外部指導者の任期については、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、外部指導者が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるときその他特別の理由があると認めるときは、前項の規定による任期の期間中においても解任することができる。

3 外部指導者は、再任することができる。

(委任)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

平成26年度 島原市中学校部活動外部指導者一覧表(案)

平成26年7月4日現在

学 校 名	部 名	氏 名	性別	年齢	住 所	新規・継続
島原市立第一中学校	野 球	武 次 亮 太	男			継続
		荒 川 浩 一	男			継続
	剣道(男)	本 多 幸 治	男			継続
	剣道(女)	太 田 清 敏	男			継続
		中 村 壽 文	男			継続
	卓 球	徳 永 清 己	男			継続
		徳 永 清	男			継続
	バレーボール(女)	黒 岩 洋 史	男			継続
	陸 上	寺 田 悠 貴	男			継続
	サッカー	土 本 富 三 幸	男			継続
		野 島 翼	男			継続
		林 田 行 弘	男			継続
	ソフトテニス(男)	山 本 寛 一 郎	男			継続
	ソフトテニス(女)	原 田 佳 幸	男			継続
		内 藤 賢 裕	男			継続
	ブラスバンド	岡 崎 和 興	男			継続
島原市立第二中学校	バスケットボール(男)	松 崎 将 治	男			継続
	バスケットボール(女)	宇 土 宏	男			継続
	バレーボール(女)	高 木 清 治	男			継続
	ソフトテニス(男)	山 本 達 一	男			継続
	ソフトテニス(女)	珠 林 成 子	女			継続
	サッカー	石 本 幸 紀	男			継続
	柔 道	高 田 悦 成	男			継続
		笹 田 浩 司	男			継続
	剣 道	鈴 木 智 詞	男			継続
	水 泳	廣 瀬 健 治	男			新 規
	陸 上	一 ノ 瀬 英 治	男			継続
	野 球	吉 田 信 人	男			継続
白 井 浩 二		男			継続	
島原市立第三中学校	サッカー	園 田 雅 彦	男			継続
	野 球	森 永 敏 夫	男			継続
		松 尾 和 彦	男			継続
	バレーボール(女)	平 坂 憲 吾	男			継続
	ソフトテニス(男)	永 田 栄 治	男			継続
	卓 球(女)	入 江 輝 之	男			継続
	ソフトテニス(女)	中 村 博 喜	男			継続
		松 崎 昭 彦	男			継続
ソフトテニス(女)	松 下 範 行	男			継続	
	松 下 範 行	男			継続	
島原市立三会中学校	野 球	吉 田 章	男			継続
		福 島 真 一	男			継続
	柔 道	下 田 文 男	男			継続
	ソフトボール	小 笹 清 子	女			継続
	ソフトテニス(男)	大 津 崇 嗣	男			継続
		橋 口 真 吾	男			継続
	ソフトテニス(女)	森 川 香 里	女			継続
	バレーボール(女)	村 川 美 智 子	女			継続
	サッカー	小 森 慎 司	男			継続
		荒 木 洋 之	男			継続
吹奏楽	本 多 邦 年	男			継続	
島原市立有明中学校	野 球	金 子 一 雄	男			継続
		宇 土 靖	男			継続
	ソフトテニス(男)	荒 木 義 文	男			継続
	ソフトテニス(女)	大 川 工 ミ	女			継続
	バレーボール(男)	松 本 恒 一	男			継続
		太 田 優	男			継続
		吉 田 祐 一	男			継続
	バスケットボール(男)	林 田 靖 仁	男			継続
	バスケットボール(女)	尾 崎 正 祥	男			継続
	陸 上	吉 本 義 博	男			継続
		坂 上 敏 樹	男			継続
		吉 本 大 起	男			継続
	サッカー	小 林 真 澄	男			継続
		宇 土 将 輝	男			継続
	剣 道	宮 本 昂 遼	男			継続
		前 田 英 幸	男			継続
	柔 道	堀 川 和 徳	男			継続
堀 川 耕 平		男			継続	
水 泳	竹 田 宗 晴	男			継続	
	加 藤 寛 也	男			継続	

第 5 3 号議案

島原市立公民館運営審議会委員の委嘱について

島原市立公民館運営審議会委員に、次の者を委嘱する。

氏名	住所 (職場等)	年齢	年数	備考	規則第2条 の分類
野口 一徳			1	校長会代表	学校教育の 関係者
岡野 千春			1	公民館利用者 島一中こころの相談員	家庭教育の 向上に資する 活動を行う者
上田 すず子			10	公民館利用者 湯江小学校学習支援員	学校教育の 関係者
荒木 智子			10	公民館利用者	家庭教育の 向上に資する 活動を行う者
宮崎 哲雄			4	三会公民館運営委員長 三会地区町内会連絡協議会長	社会教育の 関係者
本多 義徳			0	杉谷公民館運営委員長 杉谷地区町内会連絡協議会長	社会教育の 関係者
小川 澄子			0	森岳公民館運営委員長 森岳婦人会長	社会教育の 関係者
大隅 謙一郎			1	霊丘公民館運営委員長 霊丘地区町内会連絡協議会長	学識経験の ある者
永門 重明			9	白山公民館運営委員長	社会教育の 関係者
大場 安廣			3	安中公民館運営委員長 安中地区青少年健全育成協議会長	社会教育の 関係者
宮崎 善金			8	有明公民館運営委員長 有明地区青少年育成会議会長	学識経験の ある者

(任期：平成26年4月1日から平成27年3月31日)

平成 2 6 年 7 月 4 日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例第4条の規定により委嘱しようとするものである。

(参考)

島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例(抄)

(公民館運営審議会)

第4条 公民館に、公民館運営審議会（以下「運営審議会」という。）  
を置く。

2 前項に規定する運営審議会の委員の定数は、12人以内とする。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の  
残任期間とする。

第54号議案

島原市少年センター運営協議会委員の委嘱について

島原市少年センター運営協議会委員に、次の者を委嘱する。

氏名	住所（職場等）	年齢	年数	備考
田上 利治			10	三会地区青少協会長
堀川 邦夫			4	杉谷地区青少協会長
本多 美博			0	森岳地区青少協副会長
豊田 芳明			2	霊丘地区青少協会長
本多 平治			0	白山地区青少協会長
大場 安廣			2	安中地区青少協会長
宮崎 善金			6	有明地区青少年育成会議会長
寺田 集施			1	教育次長
川口 尚登			0	生活安全課長
益田 正			3	島原市校長会代表
山本 昇			0	島原地区学校警察連絡協会長
松本 正弘			2	島原市少年センター補導委員協議会会長
長池 恭子			0	島原市交通安全母の会代表
小鉢 博子			3	島原市主任児童委員代表

(任期：平成26年4月1日から平成28年3月31日)

平成26年7月4日提出

島原市教育委員会  
教育長 宮原 照彦

提案理由

島原市少年センター運営協議会条例第3条の規定により、委員14名について委嘱しようとするものである。

(参考)

○島原市少年センター運営協議会条例(抄)

(組織)

第3条 協議会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について、教育委員会が委嘱又は任命する。

(1) 学識経験者 6人以内

(2) 市職員 1人

(3) 青少年関係機関の職員 7人以内

3 前項第1号につき委嘱された委員の任期は、2年とする。

4 その職にあるため委員になった者の任期は、その在職期間中とする。

5 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。